

官報
號外

昭和四十八年六月十二日

午後二時四分開議

附則

○第七十一回　衆議院會議錄　第四十二号

昭和四十八年六月十二日(火曜日)

議事日程 第三十八号

第一 総合研究開発機構法案(内閣提出) 午後二時開議

第二 欲求政治上之實利，則當以經濟為主。故本會提出

第三
国際労働機関憲章の改正に関する文書の
締結について承認を求めるの件

条約(第百十五号)の締結について承認を

第五 機械の防護に関する条約(第百十九号)の 本件

第六 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき

(内閣提出) 所は閣下の法律の一一部を改正する法律案

○村田の筆識に幸した株主

議員請暇の件

日程第二　開拓融資保証法の廃止に関する法律

日程第三 国際労働機関憲章の改正に関する 案(内閣提出)

書の締結について承認を求めるの件

する条約(第百十五号)の締結について承認を

戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第三十六条第一項並びに第三十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」といふ。)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、譲受け者について第三十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

第七条 機構は、その名称中に総合研究開発機構といふ文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に総合研究開発機構といふ文字を用いてはならない。

(登記)
第八条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、機構について準用する。

第二章 設立
第一条 設立の認可
第二条 設立の登記
第三条 管理
第四条 監査
第五条 役員の選任
第六条 資本金
第七条 財務及び会計
第八条 定款の変更
第九条 公告の方法

(発起人)

第十条 機構を設立するには、総合的な研究開発に関する識見を有する者十五人以上が発起人と府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(設立の認可)
第十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の登記)
第十三条 機構の会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

(定款記載事項)
第十四条 機構の会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

(第三章 管理)
第十五条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(役員の兼職禁止)
第十八条 役員(非常勤の理事を除く。)は、營利

き者に引き継がなければならない。

2 機構の会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政付を求めなければならない。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

2 機構は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員の職務及び権限

第十七条 会長は、機構を代表し、その業務を總理する。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

十一 設立当初の役員

2 機構の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

2 機構に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内、監事二人以内を置く。

2 機構は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 機構の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

官外報号

を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(代表権の制限)
 第十九条 機構と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(研究評議会)

第二十条 機構に、毎事業年度の事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、研究評議会を置く。

2 研究評議会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、総合的な研究開発に関する意見を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。
(職員の任命)

第二十一条 機構の職員は、会長が任命する。
(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十二条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 総合的な研究開発の実施及び助成
(事業年度)

二 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
3 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成

4 総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供

五 総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 機構は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十四条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(出資者に対する書類の送付)

第二十五条 国は、機構の事業に関しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるよう、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
 第十九条 機構と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

一 総合的な研究開発の実施及び助成

(事業年度)

第二十六条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十七条 機構は、毎事業年度、予算、事業計

(事業年度)

画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十八条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金)

第三十一条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けた長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができる金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金

の不足のため償還することができないときは、

その償還することができる金額に限り、内閣

総理大臣の認可を受けて、これを借り換えるこ

とができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十二条 機構は、総理府令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又

は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

官報(号外)

滞なく」とする。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「農業機械化研究所」の下に「総合研究開発機構」を加える。(所得税法の一部改正)

第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

一部を次のように改正する。

総合研究開発機構法(昭和四十年法律第十四号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中専売共済組合の項の次に次のように加える。

総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第十四号)

第八条に次の二号を加える。
 第八条に次の二号を加える。
 第八条に次の二号を加える。

理由
 経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与する総合的な研究開発の推進の必要性にかんがみ、総合的な研究開発の実施及び助成等を行なうこと、を目的とする総合研究開発機構の設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案のおもな内容を申し上げます。
 第一に、機構は、発起人の申請に基づき、内閣総理大臣の認可を受けて設立されることとし、その資金は、政府及び政府以外の者からの出資によることといたします。本年度の政府出資といたしましては、三十億円が計上されております。

第二に、機構の役員の選任につきましては、内閣総理大臣の認可制によるとともに、機構の事業計画、その他運営に関する重要な事項を審議する機関といたしまして、研究評議会を置くこととしたしております。

第三に、機構の業務は、総合的な研究開発の実施及び助成、情報の収集、整理及び提供、研究者の研修及び企画調整者の養成、研究者に対する研究施設等の提供並びに他の研究機関との提携、交流等となつております。

その他、機構の財務、会計、監督等についても規定いたしております。

本案は、去る三月一日当委員会に付託され、同

月七日小坂経済企画庁長官から提案理由の説明を

聴取し、五月八日より質疑に入り、以後、参考人

の意見を聞くなど、慎重な審査を重ねてまいりましたが、その詳細は会議録に譲ることといたしま

す。

本案は、自主的な立場から、このような総合的

研究開発の実施及び助成等を行ない、もって國民

を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）
 第七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
 第四条第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第十四号)」

研究開発の実施及び助成等を行ない、もって國民

第二項の規定による通知をしなかつたもの（当該地方承継契約に係る地方承継日に現に当該基金協会の会員である者を除く。）は、当該地方承継日に当該基金協会の会員となる。この場合においては、保証保険法第十四条第一項及び第十八条第二項の規定は、適用しない。

5 第三条第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会の会員で第四条第二項の規定による通知をしたものは、当該地方承継契約に係る地方承継日に当該地方保証協会から脱退する。

6 前項に規定する通知をした者は、同項に規定する地方保証協会と地方承継契約を締結した基金協会に対し、旧法第二十七条（同条第三項を除く。）の規定の例により、その出資額の払戻しを請求することができる。

（保証債務の消滅及び保険関係の成立等）

第七条 第三条第一項の規定により基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会につき中央保証協会が旧法第十一條第二項の規定により負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継日に消滅し、保険協会と当該基金協会との間に、当該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したものについての間に、当該保証債務に係る当該基金協会が承継日に消滅し、保険協会と当該基金協会との間に、当該保証債務に係る当該基金協会の規定にかかわらず、政令で定めるところにより保険関係が成立する。

2 保険協会は、保証保険法第六十四条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額及び同法第七条

かかるらず、前項の規定により成立した保険関係に関する業務を行なうことができる。

3 第一項の規定により保険協会と当該基金協会との間に保険関係が成立したときは、中央保証協会は、当該保険関係に係る保険金の支払の財源として、大蔵省令、農林省令で定めるところにより、旧法第五条第一項及び第三項の規定による出資金の額を基礎として算定される額に相当する金額を保険協会に交付しなければならない。

4 中央保証協会が前項の金額を保険協会に交付したときは、その時に、政府の中央保証協会に対する出資金額は、その交付した金額に相当する金額を減少したものとし、その交付した金額は、保険金の支払の財源に充てるべき交付金として政府から保険協会に交付されたものとする。

5 前項の規定により交付されたものとされる交付金についての保証保険法第六十六条第一項の規定の適用については、同項中「第六十四条第一号」の「保険の事業」とあるのは「第六十四条第一号」の「保険の事業及び開拓融資保証法の廃止に関する法律（昭和四十八年法律第二号）第七条

第四項の規定により交付されたものとされる交付金の額」とする。

（中央承継契約の締結）

第八条 中央保証協会及び保険協会は、大蔵大臣及び農林大臣の承認を受けて、地方保証協会のすべてが中央保証協会から脱退した時（以下「中央承継時」という。）に保険協会が中央保証協会の一切の権利及び義務を承継する旨を定める契約（以下「中央承継契約」という。）を締結することができる。

2 中央承継契約を締結するには、あらかじめ、総会の議決を経なければならない。

3 前項の議決については、中央保証協会においては旧法第五十四条第二項の規定を、保険協会においては、保証保険法第四十七条の規定を準用する。この場合において、同条中「出資の合計額」とあるのは「議決権の合計数」と、「出資総額」とあるのは「議決権の総数」と読み替えるものとする。

4 中央保証協会及び保険協会は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

3 前条第一項の規定により中央保証協会と中央承継契約を締結した保険協会は、保証保険法第六十四条の規定にかかわらず、中央承継契約の定めるところにより承継した権利及び義務に関する業務を行なうことができる。

4 第一条に規定する中央保証協会の出資者（地方保証協会及び前条第五項において準用する第四条第二項の規定による通知をした者を除く。）は、中央承継契約の以下この項において同じ。）は、中央承継契約の義務に係る資産の価額が負債の価額をこえるときは、そのこえる金額に相当する金額（当該金額が中央承継時における中央保証協会の出資

項」とあるのは「第八条第一項」と、同条第二項及び第三項中「前項」とあるのは「第八条第五項において準用する前項」と、同条第四項及び第五項中「第二項」とあるのは「第八条第五項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

（中央保証協会の解散等）

第九条 前条第一項の規定により保険協会と中央承継契約を締結した中央保証協会は、中央承継契約を締結した中央保証協会は、中央承継時に解散する。この場合においては、旧法及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により中央保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定めることとする。

3 前条第一項の規定により中央保証協会と中央承継契約を締結した保険協会は、保証保険法第六十四条の規定にかかわらず、中央承継契約の定めるところにより承継した権利及び義務に関する業務を行なうことができる。

4 第一条に規定する中央保証協会の出資者（地方保証協会及び前条第五項において準用する第四条第二項の規定による通知をした者を除く。）は、中央承継契約の以下この項において同じ。）は、中央承継契約の義務に係る資産の価額が負債の価額をこえるときは、そのこえる金額に相当する金額（当該

国際労働機関憲章の改正に関する文書
国際労働機関の総会は、
理事会によりジユネーヴに招集されて、千九百
七十二年六月七日にその第五十七回会期として会
合し、

その会期の議事日程の第七議題である問題、す
なわち、理事会の構成に関する国際労働機関憲章
の規定中「四十八」、「二十四」、「十四」及び「十一」
をそれぞれ「五十六」、「二十八」、「十八」及び「十
四」に改める提案の採択を決定して、
次の国際労働機関憲章の改正に関する文書（引
用に際しては、千九百七十二年の国際労働機関憲
章改正文書と称することができる。）を千九百七十
二年六月二十二日に採択する。

第一条

現行の国際労働機関憲章中、第七条1及び2に
おける「四十八」、「二十四」、「十四」及び「十二」を
それぞれ「五十六」、「二十八」、「十八」及び「十四」
に改める。

第二条

国際労働機関憲章は、この改正文書が効力を生
ずる日から、前条の規定に従つて改正されたもの
として効力を有する。

第三条

国際労働事務局長は、この改正文書が効力を生
じたときは、この改正文書の規定によつて修正され
た国際労働機関憲章の原本二通を作成させ、その
署名により正当に認証する。その一通は国際労働
機関の総会が、ジユネーヴで開催される千九百七
十二年六月二十七日に閉会を宣言されたその第五
十七回会期において、正當に採択した国際労働
機関憲章の改正文書の英文及びフランス文は、ひと
しの改正文書の英文及びフランス文は、ひとし

事務局に寄託し、他の一通は国際連合憲章第二百一
条の規定による登録のため国際連合事務総長に送
付する。事務局長は、その認証副本を国際労働機
関の各加盟国に送付する。

第四条

この改正文書の一通は、総会議長及び国際労働
事務局長の署名によつて認証される。その一通は
国際労働事務局に寄託し、他の一通は国際連合憲
章第二百二条の規定による登録のため国際連合事務
総長に送付する。事務局長は、この改正文書の認
証副本を国際労働機関の各加盟国に送付する。

第五条

1 この改正文書の正式の批准書又は受諾書は、
国際労働事務局長に送付するものとし、同事務
局長は、その受領を国際労働機関の加盟国に通
告する。

右

昭和四十八年三月一日

内閣総理大臣 田中 角栄

電離放射線からの労働者の保護に関する条約
(第二百十五号)の締結について承認を求めるの
件

電離放射線からの労働者の保護に関する条約
(第二百十五号)の締結について承認を求めるの
件

国会に提出する。

昭和四十八年三月一日

内閣総理大臣 田中 角栄

電離放射線からの労働者の保護に関する条約
(第二百十五号)の締結について承認を求めるの
件

く正文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百七十二
年六月二十七日に署名した。

総会議長

G・フェルトカンプ
国際労働事務局長
ウイルフレッド・ジェンクス

電離放射線からの労働者の保護に関する条約
(第二百十五号)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジユネーヴに招集されて、千九百
六年六月一日にその第四十四回会期として会合
し、

その会期の議事日程の第四議題である電離放射
線からの労働者の保護に関する提案の採択を決定
し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると
決定して、

次の条約（引用に際しては、千九百六十年の放
射線からの保護に関する条約と称することができ
る）を千九百六十年六月二十二日に採択する。

第一部 一般規定

第一条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国
は、法令、実施基準その他の適切な方法によりこ
の条約を実施することを約束する。この条約の適
用にあたり、権限のある機関は、使用者及び労働
者の代表者と協議する。

第一条

この条約は、作業の過程において労働者の電離放射線による被ばくを伴うすべての業務について適用する。

この条約は、放射性物質（密封されているかどうかを問わない。）及び電離放射線発生装置であつて、これから受ける電離放射線の線量が限られているため前条に規定するこの条約の実施方法のいずれかによりその適用を免除されるものについては、適用しない。

第三条

1 労働者の健康及び安全に関して電離放射線から労働者を効果的に保護することを確保するため、その時に利用しらる知識に照らして、あらゆる適当な手段をとる。

2 このため、必要な規則及び措置を採用し、かつ、効果的な保護にとって不可欠な資料を利用に供する。

3 前記の効果的な保護を確保するため、

(a) 電離放射線から労働者を保護するための措

置であつて、加盟国がこの条約を批准した後に採用するものは、この条約に適合するものでなければならぬ。

(b) 加盟国は、この条約を批准する前に自己が

採用した措置をこの条約に適合させるように実行可能な限りすみやかに修正するものとし、また、この条約の批准の時に存在するそ

の他の措置についても同様の修正を奨励す

る。

(c) 加盟国は、この条約を批准する際に、この条約の適用の態様及びこの条約の適用を受け

る労働者の種類を示す説明書を国際労働事務局長に送付するものとし、また、この問題に関する報告に記載する。

(d) 国際労働機関の理事会は、この条約が最初に効力を生じた日から三年を経過したときは、(b)の規定の適用に関する特別報告であつてこの問題に関してとるべき措置についての適當と認める提案を含むものを総会に提出する。

第二部 保護のための措置

第一条に規定する業務は、この部に規定する保護を確保するように管理し及び運営するものとする。

第八条

放射線作業に直接従事しないが、電離放射線又は放射性物質による被ばくのおそれのある場所にとどまり又はその場所を通過する労働者については、第六条の規定に従つて適當な水準を定める。

第九条

1 電離放射線による危険のあることを示すため、適切な警告手段を使用する。これに関する必要な情報は、労働者に提供する。

2 放射線作業に直接従事するすべての労働者に対する健康及び安全に関する自己を保護するためのところべき予防措置並びにその理由につき、就業前及び就業中に適切な指導を行なう。

第十一条

法令には、その過程において労働者の電離放射線による被ばくを伴う作業の通報義務及び通報の最大許容量は、第一部の規定に従つて、各種

類の労働者について定める。

第十二条

1 の最大許容線量及び最大許容量は、その時

の知識に照らして、絶えず検討する。

第七条

1 放射線作業に直接従事する労働者については、次の者につき前条の規定に従つて適當な水準を定める。

(a) 十八歳以上の労働者

(b) 十八歳未満の労働者

2 十六歳未満の労働者は、電離放射線を伴う作業に従事させてはならない。

第十三条

第一条に規定するこの条約の実施方法のいづれかにおいて、被ばくの性質若しくは程度又はその双方にかんがみてすみやかに次の措置をとらなければならない場合を定める。

第十四条

(a) 労働者が適切な健康診断を受けること。

(b) 使用者が、権限のある機関に対し、その定める要件に従つて通報を行なうこと。

(c) 放射線からの保護に關し資格を有する者が、労働者が作業を行なう際の条件を調査すること。

(d) 使用者が、技術的調査結果及び医学的助言に基づき、必要な改善措置をとること。

第十五条

適格な医学的助言に反して、電離放射線による被ばくのおそれのある作業に労働者を従事させ又是引き続き従事させではない。

第十六条

用について監督するため適當な監督機関を設けること又は適切な監督の実施を確保することを約束する。

第三部 最終規定

第十六条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第十七条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十八条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から五年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1に定める五年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、さらに五年間拘束を受けるものとし、その後は、五年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に

従つてこの条約を廃棄することができる。

第十九条

1 國際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二十二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十一条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第二十二条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する場合には、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第二十三条

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて一千九百六十年六月二十三日に閉会を宣言されたその第四十四回国会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

第二十四条

文とする。

（b）加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第二十五条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

理由

この条約は、適當な防護装置の施されていない機械の販売、賃貸及び使用を禁止すること等について機械の使用による危険から労働者を保護すること等を内容とするものであり、その趣旨は、望ましいものと認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

機械の防護に関する条約（第百十九号）

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、一千九百六十三年六月五日にその第四十七回国会期として会合し、

その会期の議事日程の第四議題である適當な防護装置が施されていない機械の販売、賃貸及び使用の禁止に関する提案の採択を決定し、

その提案が国際条約の形式をとるべきであると決定して、

昭和四十八年三月一日

内閣總理大臣 田中 角栄

九六〇

機械の防護に関する条約（第百十九号）の締結について承認を求めるの件外二件

右

の廃棄を伴う。

国会に提出する。

次の条約（引用に際しては、千九百六十三年の機械防護条約と称することができる。）を千九百六十三年六月二十五日に採択する。

第一部 一般規定

三

1 動力によつて駆動されるすべての機械は、新
品であるか中古品であるかを問はず、この条約
の適用上、機械と認める。

する機械（新品であるか中古品であるかを問わない。）について、労働者に傷害を与える危険があるかどうか及びどの程度の危険があるかを決定し、かつ、この条約の適用上機械と認めるかどうか及びどの範囲まで機械と認めるかを決定する。その決定は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議したらえで行なう。それらのいずれの団体も、その協議を提案することができる。

(a) 運行中の路面車両及び軌道車両について
は、運転者の安全に關してのみ適用する。

(b) 移動式農業機械については、當該機械に關
連して使用される労働者の安全に關してのみ
適用する。

第二部 販売、賃貸及び他の方法による移

転並びに展示
第二条

昭和四十八年六月十二日 衆議院会議録第四十二号

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求める件外二件

内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて禁止する。

3 及び 4 に規定する危険部分に適當な防護措置が施されていない機械の販売及び賃貸以外の方法による移転並びに展示は、権限のある機関が決定する範囲内で、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて禁止する。ただし、機械の展示中実演を行なうため防護装置を一時的に取りはずすことは、人に対する危険を防止するため適當な予防措置がとられている限り、この 2 の規定の違反とはみなさい。

3 すべてのセット・スクリュー、ボルト及びキー並びに機械の作動部分の他の突起物であつて作動中接触する者に危険を及ぼすおそれがあるものとして権限のある機関が定めるものは、危険を防止するように設計し、埋め込み又は防護する。

4 すべてのフライホイール、ギヤー、円錐摩擦車、円筒摩擦車、カム、ブーリー、ベルト、チーン、ピニオン、ウォーム・ギヤー、クラシク・アーム及びスライド・ロック並びに軸（軸頭端を含む）その他の動力伝導装置であつて作動中接触する者に危険を及ぼすおそれがあるものとして権限のある機関が定めるものは、危険を防止するよろた設計し又は防護する。調速装置も、危険を防止するよろた設計し又は防護する。

1 前条の規定は、同条に規定する機械又はその危険部分であつても、次のいずれかの条件を満たすものについては適用しない。

(a) 構造からみて、適當な安全装置によつて防護されているものと同様に安全であること。

(b) 取付け方又は位置からみて、適當な安全装置によつて防護されているものと同様に安全であるように取り付け又は置くことが予定されていること。

2 前条1及び2に規定する機械の販売、賃貸若しくは他の方法による移転又は展示の禁止は、保守、給油、部品の取替え及び調整の作業を通常の安全基準に従つて行なうことができる機械

2
前条1及び2に規定する機械の販売、貿易、展示の禁止は、
しくは他の方法による移転又は展示の禁止は、
保守、給油、部品の取替え及び調整の作業を通常
の安全基準に従つて行なうことができる機械
については、それらの作業が行なわれている限り
当該機械が同条3及び4に規定する要件を十分
には満たさないようやく設計のものであつても、
適用しない。

3 前条の規定は、保管、廃棄又は修繕のための機械の販売又は他の方法による移転を禁止するものではない。ただし、その機械は、保管され又は修繕された後は、同条の規定に従つて防護されない限り、販売し、貸貸し若しくは他の方法によつて移転し又は展示してはならない。

第四条

第二条に規定する事項を遵守する義務は、機械を販売し、賃貸し若しくは他の方法によつて移し又は展示する者に対し、及び、適当であると

第三条

は国内法令により、それらの者の代理者に対して課する。製造者が機械を販売し、賃貸し若しくは他の方法によつて移転し又は展示する場合には、製造者に對して同様の義務を課する。

第五

1 加盟国は、第二条の規定の書類の交付を受けた月から
2 1の暫定的な適用除外の期間（いかなる場合
を定めることができる。

3 にも、当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日から三年をこえないものとする。)その他この条件は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて定める。

たり、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに適当なときは製造者団体と協議する。

第三部 使用

1 危険部分（作業点を含む）に適当な防護装置等が施されていない機械の使用は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて禁止される。もつとも、その禁止は、これを完全に適用することにより機械の使用を妨げることとなる場合には、その機械の使用が可能な限度で適用する。

機械は、産業安全及び労働衛生に関する國の規則及び基準に違反しないように防護する。

第四条

第二条に規定する事項を遵守する義務は、機械を販売し、賃貸し若しくは他の方法によつて移し又は展示する者に対し、及び、適当であると

機械は、産業安全及び労働衛生に関する國の規則及び基準に違反しないように防護する。

第七条

前条に規定する事項を遵守する義務は、使用者に対しても課する。

第八条

1 第六条の規定は、機械又はその部分であつて、その構造、取付け方又は位置からみて、適当な安全装置によつて防護されているものと同様に安全であるものについては適用しない。

2 第六条及び第十二条の規定は、通常の安全基準に従い機械又はその部分の保守、給油、部品の取替え又は調整を行なうことを妨げるものではない。

第九条

1 加盟国は、第六条の規定の暫定的な適用除外を定めることができる。

2 1の暫定的な適用除外の期間（いかなる場合にも、当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日から三年をこえないものとする。）その他の条件は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて定める。

3 権限のある機関は、この条の規定の適用あたり、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。

第十一条

1 使用者は、機械の防護に関する国内法令を労働者に周知させるための措置をとり、かつ、機械の使用にあたつて生ずる危険及び守るべき予防措置に関し、適宜労働者を指導する。

2 使用者は、この条約の適用を受ける機械に關

して使用される労働者を危険にさらすことのないような作業環境を形成しあつ維持する。

第十二条

1 労働者は、防護装置が所定の位置にない機械を使用してはならず、また、労働者に対し、防護装置が所定の位置にない機械を使用することを要求してはならない。

2 労働者は、その使用する機械の防護装置の機能を失わせてはならず、また、いかなる者も、労働者によつて使用される機械の防護装置の機能を失わせてはならない。

第十三条

この条約の批准は、社会保障又は社会保険に関する国内法令に基づく労働者の権利に影響を及ぼすものではない。

第十四条

使用者及び労働者の義務に関するこの部の規定は、権限のある機関が決定するときは、その決定の範囲内で、自管の労働者についても適用する。

第十五条

この部の規定の適用上、「使用者」には、適当であるときは国内法令で定めるところにより、使用者の代理者を含む。

第四部 適用上の措置

適用について監督するため適當な監督機関を設けること又は適切な監督の実施を確保することを約束する。

第十六条

この条約を実施するための国内法令は、権限のある機関が、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに適當なときは製造者団体と協議したうえで、作成する。

第五部 適用範囲

第十七条

1 この条約は、経済活動のすべての部門について適用する。ただし、この条約を批准する加盟国が、その批准に際して付する宣言により、限定された適用範囲を明示する場合は、この限りでない。

第十八条

1 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十九条

1 この条約は、加盟国が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第二十条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

第二十一条

1 この条約を批准した加盟国で、1に定める

1 この条約を効果的に実施するため、相当な刑罰の設定を含むすべての必要な措置をとる。

2 この条約を批准する各加盟国は、この条約の規定に基づいて宣言を行なつた加盟国

は、その宣言全部又は一部をその後の宣言によりいつでも取り消すことができる。

第六部 最終規定

第十八条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国

から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第二十二条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第二十三条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

二十四条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第二十条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時

の廢棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了す

る。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第三十五条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

第三十六条

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催された千九百六十三年六月二十六日に開会を開言されたその第四十七回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

第三十七条

以上の証拠として、われわれは、千九百六十三年六月二十七日に署名した。

第三十八条

総会議長
エリック・ドライヤー

国際労働事務局長
デイヴィッド・A・モース

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○藤井勝志君登壇

○議長(前尾繁三郎君)

委員長の報告を求めま

す。外務委員長藤井勝志君。

○議長(前尾繁三郎君)

委員長の報告を求めま

す。郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に

○藤井勝志君 ただいま議題となりました三件に

つきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際労働機関憲章の改正文書について申し上げます。

一九七二年における国際労働機関の第五十七回総会において、国際労働機関憲章第七条の改正文書が採択されました。本件は、国際労働機関憲

章第三十六条の規定に基づき、その批准について総会において、国際労働機関憲章第七条の改正文書が採択されました。本件は、国際労働機関憲章第三十六条の規定に基づき、その批准について

総会の承認を求めるものであります。

その内容は、理事会の構成員の定数を現在の四

十八人から五十六人に改めるものであります。

次に、電離放射線からの労働者の保護条約について申し上げます。

この条約は、労働者を電離放射線の被曝から効果的に保護するため、国内法令等によって、電離

放射線の最大許容線量の設定その他の措置をとることを内容とするものであります。

この条約は、労働者を電離放射線の被曝から効

果的に保護するため、国内法令等によって、電離

放射線の最大許容線量の設定その他の措置をとることを内容とするものであります。

この条約は、労働者を電離放射線の被曝から効

果的に保護するため、国内法令等によって、電離

放射線の最大許容線量の設定その他の措置をとることを内容とするものであります。

この条約は、労働者を電離放射線の被曝から効

果的に保護するため、国内法令等によって、電離

放射線の最大許容線量の設定その他の措置をとることを内容とするものであります。

この条約は、労働者を電離放射線の被曝から効

果的に保護するため、国内法令等によって、電離

の結果、以上三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。かかる、六月一日質疑を終了し、六月六日採決の結果、以上三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 三件を一括して採決いたしました。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、三件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部

を改正する法律案を議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、郵便切手類売

さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部

を改正する法律案を議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、郵便切手類売

さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部

を改正する法律案を議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、郵便切手類売

さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部

を改正する法律案を議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第六、郵便切手類売

さばき所及び印紙売さばき所に

右
国会に提出する。

昭和四十八年一月二日

〔久保田円次君登壇〕

内閣総理大臣 田中 角栄

○久保田円次君 大だいま議題となりました郵便

切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法

律の一部を改正する法律案に関し、通信委員会にお

ける法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律

に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律

の一部を改正する法律

〔報告書は本号末尾に掲載〕

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
した。

（政府委員任命）
外務省情報文化局文化事業部長 堀 新助
命することを承認した。

（政府委員退任）
外務省情報文化局文化事業部長 堀 新助
一、去る五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あ

て、五日議長において承認した秋山進外四名を

同日第七十一回国会政府委員に任命した旨の通

知を受領した。

一、去る七日、田中内閣総理大臣から前尾議長あ

て、七日議長において承認した堀新助を同日第

七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受

領した。

一、去る七日、田中内閣総理大臣から前尾議長あ

て、一日付をもつて外務省情報文化局文化事業

部長加川隆明は外務大臣官房審議官に任命され

たので政府委員としての資格を失つた旨の通知

を受領した。

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布

を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律

日本てん菜振興会の解散に関する法律

（報告書受領）
警察庁刑事局長 田村 宣明
一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十七年度第三・四半期における国庫の状

況

（報告書受領）
警察庁刑事局長 田村 宣明
一、去る七日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申

し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任

命する

（報告書受領）
内閣総理大臣官房広報室長 斎藤 一郎
兼内閣官房内閣広報室長
警察庁長官官房会計課長 室城 庸之
警察庁刑事局長 田村 宣明
一、去る六日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十七年度第三・四半期における国庫の状

況

(条約送付及び通知)

一、去る九日、憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の条約を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百七十一午十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXVI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求める件

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

木野 晴夫君 倉石 忠雄君
倉石 忠雄君 木野 晴夫君

文教委員

辞任

補欠

林 大幹君 西村 直己君
深谷 隆司君 島村 一郎君

島村 一郎君 深谷 隆司君

西村 直己君 林 大幹君

商工委員

辞任

地方行政委員

補欠

島村 一郎君 西銘 順治君
西村 直己君 渡辺 紘三君
西銘 順治君 島村 一郎君

通信委員

辞任

補欠

多田 光雄君
田代 文久君

渡辺 紘三君 西村 直己君

西村 直己君

田代 文久君

多田 光雄君

西銘 順治君

中尾 宏君

(条約送付及び通知)

の議決が国会の議決となつた次の条約を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百七十一午十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXVI)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について承認を求める件

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

佐々木更三君 中村 茂君
羽田 政君 倉石 忠雄君
羽田 政君 倉石 忠雄君

文教委員

辞任

補欠

高見 三郎君 染谷 誠君
山口 鶴男君 小沢 一郎君
山口 鶴男君 小沢 一郎君

建設委員

辞任

補欠

佐々木更三君 染谷 誠君
山口 鶴男君 小沢 一郎君
山口 鶴男君 小沢 一郎君

外務委員

辞任

補欠

大久保直彦君 竹入 義勝君
竹入 義勝君 大久保直彦君
高橋 千寿君 園田 直君

建設委員

辞任

補欠

大久保直彦君 竹入 義勝君
竹入 義勝君 大久保直彦君
高橋 千寿君 園田 直君

外務委員

辞任

補欠

大久保直彦君 竹入 義勝君
竹入 義勝君 大久保直彦君
高橋 千寿君 園田 直君

多田 光雄君

西村 直己君

林 義郎君

高橋 千寿君

林 義郎君

折小野良一君	池田 祐治君	熊谷 義雄君	小林 正巳君	丹羽喬四郎君	三ツ林弥太郎君	商工委員
議院運営委員				大石 千八君	保岡 興治君	辞任
辞任	補欠			竹中 修一君	塙本 三郎君	補欠
齊藤 正男君	江田 三郎君	島本 虎三君	大原 亨君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	玉置 一徳君
竹内 猛君	佐々木更三君	坂口 力君	林 孝矩君	小泉純一郎君	竹中 修一君	塙本 三郎君
藤田 高敏君	成田 知巳君	大原 亨君	島本 虎三君	志賀 節君	越智 伊平君	西村 英一君
江田 三郎君	齊藤 正男君	林 孝矩君	坂口 力君	丹羽喬四郎君	近藤 鉄雄君	山村新治郎君
佐々木更三君	竹内 猛君	田中 覚君	田中 覚君	大石 千八君	西村 英一君	越智 伊平君
成田 知巳君	藤田 高敏君	森下 元晴君	森下 元晴君	山崎平八郎君	山村新治郎君	近藤 鉄雄君
懲罰委員				中山 正暉君	塙本 三郎君	玉置 一徳君
辞任	補欠			瓦 力君		
成田 知巳君	山口 鶴男君	林 孝矩君	坂口 力君	村岡 兼造君		
山口 鶴男君	成田 知巳君	孝矩君	田中 覚君	住 栄作君		
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	上田 茂行君	林 孝矩君	坂口 力君	山崎平八郎君		
内閣委員				中山 正暉君		
辞任	補欠			瓦 力君		
伊能繁次郎君	渡海元三郎君	高見 三郎君	片岡 清一君	村岡 兼造君		
竹中 修一君	平田 藤吉君	床次 德二君	羽田 政君	住 栄作君		
上田 茂行君	宮崎 茂一君	林 大幹君	西村 英一君	山崎平八郎君		
村岡 兼造君	青柳 盛雄君	三塚 博君	羽田 政君	中山 正暉君		
伊能繁次郎君	渡海元三郎君	今井 勇君	高見 三郎君	小沢 一郎君		
竹中 修一君	平田 藤吉君	加藤 紘一君	三塚 博君	山村新治郎君		
有田 喜一君	鈴木 善幸君	大原 勇君	高見 三郎君	山村新治郎君		
鈴木 善幸君	島本 虎三君	林 大幹君	高見 三郎君	小沢 一郎君		
島本 虎三君	大原 亨君	三塚 博君	高見 三郎君	西村 英一君		
大原 亨君	宮崎 茂一君	今井 勇君	高見 三郎君	羽田 政君		
農林水産委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
金子 岩三君	丹羽喬四郎君	片岡 清一君	高見 三郎君	志賀 節君		
大石 千八君	金子 岩三君	高見 三郎君	志賀 節君	志賀 節君		
外務委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
青柳 盛雄君	平田 藤吉君	鈴木 善幸君	志賀 節君	志賀 節君		
平田 藤吉君	青柳 盛雄君	島本 虎三君	志賀 節君	志賀 節君		
一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	島本 虎三君	大原 亨君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	高見 三郎君	志賀 節君	志賀 節君		
大石 千八君	金子 岩三君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
商工委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		
辞任	補欠			志賀 節君		
塙本 三郎君	丹羽喬四郎君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君		
内閣委員				志賀 節君		

瓦力君	小沢一郎君
倉石忠雄君	羽田孜君
森喜朗君	大石千八君
小沢一郎君	瓦力君
大石千八君	森喜朗君
羽田孜君	倉石忠雄君
玉置一徳君	坂本三郎君

(公聴会開会承認)

一、社会労働委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る八日いずれもこれを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題
健康新法等の一部を改正する法律案について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和四十八年六月八日

社会労働委員長 田川誠一
衆議院議長 前尾繁三郎殿

(議案提出)

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

(議案付託)
環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提出)

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和四十八年六月八日

社会労働委員長 田川誠一
衆議院議長 前尾繁三郎殿

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案のとおりである。

(議案付託)
環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提出、衆議院議長前尾繁三郎殿)

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)
環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提出、衆議院議長前尾繁三郎殿)

一、去る九日、参議院から返付された次の条約を受領した。

千九百七十一年十二月二十日に国際連合総会決議第二千八百四十七号(XXIV)によつて採択された国際連合憲章の改正の批准について承認を

(内閣提出)

国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(八木一男君外十六名提出)

国民年金等の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十六名提出)

国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(岡本富夫君外一名提出)

建設省設置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

環境保全基本法案(岡本富夫君外一名提出)

(条約通知)

国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(岡本富夫君外一名提出)

求めるの件

アフリカ開発基金を設立する協定の締結について

て承認を求めるの件

総合研究開発機構法案(内閣提出)に関する

報告書

1 目的

本院は、経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与する総合的な研究開発の推進の必要性にかんがみ、総合的な研究開発の実施及び助成等を行なうことを目的とする総合研究開発機構を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1. 議案の要旨及び目的
2. 総合研究開発機関は、現代の経済社会及び社会、技術等に関する各種の専門的知識を結合して行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行ない、もつて国民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 法人格及び数
総合研究開発機構(以下「機関」という。)は法人として、一を限り設立されるものとする。
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案のとおりである。

3 資本金
昭和四十八年六月十二日 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とし、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて増加することができる。

4 設立

(1) 発起人

機構を設立するには、総合的な研究開発に関する識見を有する者十五人以上が发起人となることを必要とする。

发起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者からの出資を募集しなければならない。

(2) 設立の認可

发起人は、出資の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行なう。
 (1) 総合的な研究開発の実施及び助成
 (2) 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
 (3) 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成
 (4) 総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供
 (5) 総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流
 (6) 前各号の業務に附帯する業務
 (7) 前各号のほか機構の目的を達成するため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

内閣総理大臣は、機構の業務又は会計が法令等に違反するゝ認めるときは、機構に對して、役員の解任、定款等の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

(3) 権限の委任

内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、その権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

昭和四八年六月五日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
商工委員長 浦野 幸男

[別紙]

(小字及び一は修正)
(目的)

第一条 総合研究開発機構は、○平和の理念に基づき、○現代の経済社会、及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、

○民主的な運営の下に、○自立的な立場から、総合的な研究開発(経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集

して行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究評議会

6 研究評議会

機構に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内、監事二人以内、ほかに非常勤の理事二人以内を置くことができる。役員の選任は、内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

9 財務及び会計

機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事前に、内閣総理大臣の

機構に、毎事業年度の事業計画その他機構の運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員二十五人以内で組織する研究評議会を置く。

7 業務

(1) 報告及び検査

内閣総理大臣は、機構に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所等に立入り検査をさせることができる。

認可を受けなければならない。また、財務諸表を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

10 監督等

(1) 報告及び検査

内閣総理大臣は、機構に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所等に立入り検査をさせることができる。

附則に、法律の実施状況についての検討の規定を設けること等の修正を行なう必要があると認められ、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四八年度一般会計予算において、総合研究開発機構への出資金として三十億円が計上されている。

右報告する。

明に寄与する総合的な研究開発を推進するため

二 議案の修正議決理由

本案は、経済社会及び国民生活の諸問題の解

查研究をいう。」^六ト同じ。)の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行なうとともに、総合的な研究開発の成果を公開し、もつて国民の福祉の増進に資することを目的とする。

第十二条 内閣総理大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。^{(民主的に、かつ、}

三 事業の運営が○健全に行なわれ、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与する」とが確実であると認められること。

(業務)

第二十三条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 総合的な研究開発の実施及び助成

二 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供

三 総合的な研究開発の成果の公開

四 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成

五 総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供

六 総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流

六 前各号の業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

八 前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

附 則

第三条 機構の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、そこの日の属する年の翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条 経済企画厅設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の下に「及び総合研究開発機構(昭和四十年法律第八号)」とあるのは、「総合研究開発機構(昭和四十年法律第八号)」とする。

第七条 経済企画厅設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条 第二百八十三号の下に「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第一号)」を加える。

第九条 第八条に次の一号を加える。

五 総合研究開発機構に関すること。

(別紙)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条 第五第一項第六号中「農業機械化研究所」の下に「、総合研究開発機構」を加える。(所得税法の一部改正)

第十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

二 機構における有能な人材の結集体制を確立するため、研究者の身分、待遇等について定款その他により明確にさせるとともに、研究者の待遇及び海外との交流、研究環境並びに機構の方組織等について適切な指導援助に努めること。

三 民間のシンクタンクが機構の目的に準じた趣旨のもとに健全な発展を遂げるよう、諸般の適切な施策を講ずること。

四 附則第四条の規定による検討は、五年をこえない期間ごとに行なうこととし、機構に対する出資のあり方、機構の機能及び研究開発の課題等に重点をおくこと。

五 開拓融資保証法の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、開拓行政を一般農政へ移行する施策を実施する過程において、開拓者の農業經營に必要な資金の融通を円滑にするための開拓融資保証制度が、開拓農協組織の解散等により融資保証機能が低下し、今後、開拓者の資金需要に対応し難い状態が予想されるに至つたので、この際この制度を農業信用保証保険制度に統合しようとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

(一) 開拓融資保証法の廃止及びその暫定的効力

1 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）は、廃止すること。

2 この法律の施行の際現に存する開拓融資保証協会については、旧開拓融資保証法は、この法律施行後も、なおその効力を有すること。

(一) 地方承継契約

1 都道府県開拓融資保証協会（以下「地方保証協会」という。）及び農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）は、基金協会がこの法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに地方保証協会の一切の権利及び業務を承継する旨を定める契約（以下「地方承継契約」という。）を締結することができること。

2 地方承継契約の締結に反対する会員及び債権者の保護規定その他当該地方承継契約の締結に必要な規定を設けること。

(二) 地方保証協会の解散等

1 基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会は、当該地方承継契約で定めた権利及び義務を承継すべき日（以下「地方承継日」という。）に解散すること。

2 地方保証協会の会員（現に基金協会の会員である者等を除く。）は、地方承継日に当該基金協会の会員となること。

(三) 保証債務の消滅及び保険関係の成立

- 1 基金協会と地方承継契約を締結した地方保証協会は、當該地方承継契約で定めた権利及び義務を承継すべき日（以下「地方承継日」という。）に消滅し、農業信用保険協会（以下「保険協会」という。）と当該基金協会との間に、當該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したものにつき、当該地方承継日に、保険関係が成立すること。
- 2 中央保証協会の出資者（地方保証協会等）

保証協会につき中央開拓融資保証協会（以下「中央保証協会」という。）が負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継協会（以下「保険協会」という。）と当該基金協会との間に、當該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したものにつき、当該地方承継日に、保険関係が成立すること。

下「中央保証協会」という。）が負担した保証債務は、当該地方承継契約に係る地方承継協会（以下「保険協会」という。）と当該基金協会との間に、當該保証債務に係る当該地方保証協会の保証債務で当該基金協会が承継したものにつき、当該地方承継日に、保険関係が成立すること。

(四) 開拓融資保証協会の解散

この法律の施行の日から起算して二年を経過した時に現に存する開拓融資保証協会は、その時に解散すること。

(五) 政令への委任

この法律に規定するもののほか、開拓融資保証協会の権利及び義務の基金協会又は保険協会による承継に関する事項その他この法律に交付しなければならないこととする等の規定を設けること。

(六) 中央承継契約

1 1により保険関係が成立することに伴い、中央保証協会は一定の金額を保険協会に交付しなければならないこととする等の規定を設けること。

(七) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経た時に（以下「中央承継時」という。）に保険協会が中央保証協会の一切の権利及び義務を承継する旨を定める契約（以下「中央承継契約」という。）を締結することができる。

(八) 議案の可決理由

この法律は、公布の日から起算して三月を経た時に（以下「中央承継時」という。）に保険協会が中央保証協会の一切の権利及び義務を承継する旨を定める契約（以下「中央承継契約」という。）を締結することができる。

〔別紙〕
農林水産委員長 前尾繁三郎殿

を除く。）は、中央承継時にその出資額を限度として算定される一定の金額を保険協会に對して交付したものとすること。
二万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年六月五日

記

開拓融資保証法の廃止に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたつては統合の円滑な推進を図るために都道府県ならびに開拓融資保証協会、農業信用基金協会および農業信用保険協会等の関係団体を十分に指導し、特に開拓融資保証制度の特性を生かしながら統合が開拓者にとって不利益なものとならないよう十分配慮するとともに、開拓行政の一般農政への移行にあたつては開拓事業の完全実施を図るよう左記事項に留意して遺憾なきを期すべきである。

一 統合にあたつては、開拓融資保証協会において事前に所要の代位弁済、不良求償権の償却を的確に行なうよう措置すること。

二 統合にあたつては、開拓融資保証協会の職員については、原則として農業信用基金協会または農業信用保険協会が引き継ぐことによりその身分の安定を図り、また役員については、開拓者との意向が十分に今後の保証保険に反映するよ

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度一般会計予算（農林省所管）

う開拓関係者の農業信用基金協会および農業信用保険協会の役員としての参加等、その取扱いについての指導に努めること。

三 統合後における開拓者に対する資金融通をより一層円滑にするため、金利、保証限度額、保証決定の審査、融資保険の運用、保証業務の実施方法等について十分配慮すること。

四 開拓地の道路等補修事業については、開拓地における営農基盤整備の必要性にかんがみ、追加事業も含め、その一層の推進を図ること。

五 開拓者に対し売り渡された土地のうち売渡登記が未済のものにつき、その登記の促進に努めること。

六 都道府県開拓農業協同組合連合会の再編整備事業については十分指導および助成措置を講ずることとともに、その育成について配慮すること。

七 内外の農業情勢の変化にかんがみ、食料の国内自給度の向上をはかるため、農用地の拡大等各般の施策の充実強化に努めること。

右決議する。

国際労働機関憲章の改正に関する文書の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

一九七二年六月二十二日、国際労働機関第五十七回総会は、国際労働機関憲章（以下「憲章」という。）の一部を改正し、理事会の構成員の増

用保険協会の役員としての参加等、その取扱いについての指導に努めること。

三 統合後における開拓者に対する資金融通をよ

り一層円滑にするため、金利、保証限度額、保

証決定の審査、融資保険の運用、保証業務の実

施方法等について十分配慮すること。

四 開拓地の道路等補修事業については、開拓地における営農基盤整備の必要性にかんがみ、追加事業も含め、その一層の推進を図ること。

五 開拓者に対し売り渡された土地のうち売渡登記が未済のものにつき、その登記の促進に努めること。

六 都道府県開拓農業協同組合連合会の再編整備事業については十分指導および助成措置を講ずることとともに、その育成について配慮すること。

七 内外の農業情勢の変化にかんがみ、食料の国内自給度の向上をはかるため、農用地の拡大等各般の施策の充実強化に努めること。

右決議する。

加等を規定する憲章の改正文書を採択した。

この改正は、憲章第七条第一項に定める理事会構成員の数について、その総数を現在の四十人から五十六人に増加することとし、政府代

表理事二十四人を二十八人に、使用者代表理事及び労働者代表理事各十二人を各十四人に増加する。

八人から五十六人に増加することとし、政府代

表理事二十四人を二十八人に、使用者代表理事及び労働者代表理事各十二人を各十四人に増加する。

政府代表理事二十八人のうち、主要産業国の任命する理事十人は現行のままとし、主要産業国を除く加盟国の任命する理事の数を十四人から十八人に増加することを内容としている。

この改正文書は、憲章第七条第三項に掲げられている十の主要産業国うち五箇国を含む全加盟国の三分の二の批准又は受諾があつたとき効力を生ずることになつて、

よつて政府は、本改正文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国がこの改正文書を締結することは、同機関を通じて労働の分野における国際協力を推進するうえに有益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年六月六日
外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 前尾繁三郎殿

二 本件の議決理由

この条約を締結することは、わが国における労働安全衛生の確保をはかるうえからも、労働

電離放射線からの労働者の保護に関する条約（第百十五号）の締結について承認を求める件に関する報告書

この改正は、憲章第七条第一項に定める理事会構成員の数について、その総数を現在の四十人から五十六人に増加することとし、政府代

表理事二十四人を二十八人に、使用者代表理事及び労働者代表理事各十二人を各十四人に増加する。

八人から五十六人に増加することとし、政府代

表理事二十四人を二十八人に、使用者代表理事及び労働者代表理事各十二人を各十四人に増加する。

政府代表理事二十八人のうち、主要産業国の任命する理事十人は現行のままとし、主要産業国を除く加盟国の任命する理事の数を十四人から十八人に増加することを内容としている。

この改正文書は、憲章第七条第三項に掲げられている十の主要産業国うち五箇国を含む全加盟国の三分の二の批准又は受諾があつたとき効力を生ずることになつて、

よつて政府は、本改正文書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国がこの改正文書を締結することは、同機関を通じて労働の分野における国際協力を推進するうえに有益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年六月六日
外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 前尾繁三郎殿

二 本件の議決理由

この条約を締結することは、わが国における労働安全衛生の確保をはかるうえからも、労働

の分野における国際協力を推進するうえからも有益であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年六月六日
外務委員長 藤井 勝志

衆議院議長 前尾繁三郎殿

一 本件の要旨及び目的

機械の防護に関する条約（第百十九号）の締結について承認を求める件に関する報告書

この条約は、一九六三年六月二十五日、国際労働機関第四十七回総会において採択され、一九六五年四月二十一日に効力を生じている。

この条約は、適当な防護装置が施されていない機械の販売、賃貸及び使用を禁止すること等によって機械の使用による危険から労働者を保護することを目的とするものであつて、危険部

分に適当な防護装置の施されていない機械の販売、使用等は、国内法令等によつて禁止することとし、機械の使用によつて生ずる危険を防止するため、労働者を指導し、労働者のために適切な作業環境を設けること及びこの条約を実施するための国内法令は、権限のある機関が、関係の

ある代表的な使用者団体、労働者団体等と協議して作成すること等について規定している。

なお、この条約は、わが国の批准が国際労働

事務局長に登録された日の後、十二箇月でわが国について効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国における労働安全衛生の確保をはかるうえからも、また、労働の分野における国際協力を推進するうえからも必要であるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十八年六月六日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
外務委員長 藤井 勝志

郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便切手類及び印紙の充さばきにする業務の取扱いの実情にかんがみ、充さばき人に支払う充さばき手数料の額を改定しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 充さばき人の買受月額一萬円をこえ五万円以下の金額に対する手数料の率を百分の六から百分の七に、五万円をこえ十万円以下との金

額に対する手数料の率を百分の五から百分の六にそれぞれ引き上げる。

2 この法律は、昭和四十九年一月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、充さばきの実情等よりみて妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案実施に伴う充さばき手数料の増加額は、約一億六千万円で、昭和四十八年度郵政事業特別会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十八年六月六日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
通信委員長 久保田円次

衆議院会議録第三十二号中訂正

八七七ページ三段末一〇行「第一百二十一條第一項」を「第一百二十一條第三項」に訂正する。